

## 6 社会資本の計画的な維持管理

### (1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、広島県では建設後50年以上経過した橋梁は、平成25年度の約39%から20年後には約71%に増大するなど、老朽化対策への取組の強化が必要となっている。

こうした中で、社会資本の適切な維持管理を行うことを目的に、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁、トンネルなどの主要な施設毎の「修繕方針」を策定し、計画的な維持管理を進めているところである。

この取組の一環として、重大な事故や致命的な損傷等を防ぎ、県民の安全で快適な生活を維持するために、新技術の活用等によるインフラ老朽化対策を推進するとともに、「修繕方針」に基づく公共土木施設の計画的な修繕を実施する。

### (2) 事業の概要

#### ① インフラ老朽化対策推進事業

インフラ老朽化対策を推進するため、施設の長寿命化に資する新技術等の活用によりコスト削減を図るとともに、管理者の違いによらず県内すべての施設を適切なサービス水準で維持管理するよう、情報共有や技術力の向上・補完に資する市町との連携・共同体制の検討などを実施する。

また、インフラ老朽化対策への理解の浸透や県民の安心感の向上を図るため、情報をわかりやすく発信する。

区 分	事 業 内 容
維持管理に関する情報の発信	○ ホームページによる情報発信 県民に対しわかりやすい情報となるようにホームページを更新
長寿命化技術の活用推進	① 新技術等の登録 ア 点検・診断に係る技術やコスト削減に資する維持管理技術を募集・登録 イ 新技術の評価等を行う長寿命化技術検討委員会を開催・運営 ② 登録技術の試行 登録された新技術等を試行 ③ 登録技術の活用促進 老朽化対策技術等に関する展示説明会を開催
県・市町連携のあり方検討	○ 連携・共同体制の仕組みの具体化 ア 国、県、市町等との情報共有 イ 市町との連携・共同体制の仕組みの検討・具体化

#### ② 主要な公共土木施設の修繕

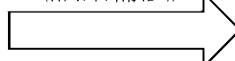
「修繕方針」に基づき、施設ごとに点検を行い、修繕が必要となる橋梁、舗装、排水機場、河川・海岸護岸、係留施設等の施設補修を計画的に実施する。

#### 《橋梁補修》

##### 【補修前】



##### 《橋梁補修》



橋脚・橋桁の  
ひび割れ補修と  
表面保護を実施

##### 【補修後】



# 7 地域整備計画実施方針

## (1) 要 旨

社会資本未来プラン、事業別整備計画及び社会資本整備の優先順位などの各計画の内容を事務所別に集約整理し、社会資本整備の「見える化」の推進と現場機能の一層の強化を図るため、各事務所ごとに「地域整備計画実施方針」を策定した。

## (2) 実施方針の概要

### ① ねらい

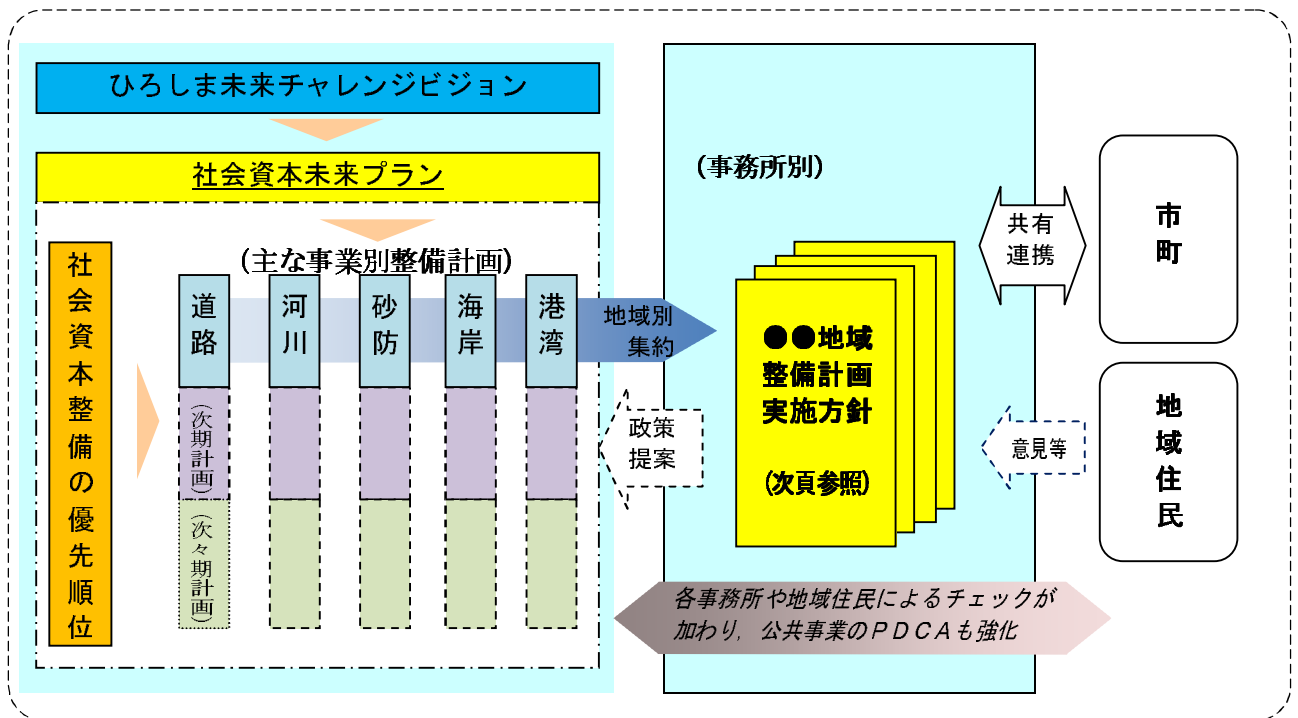
戦略的社会資本整備に対する県民の一層の理解促進、各事務所の政策形成への参画強化

### ② 取組方針

全ての事業等が一元集約される「地域」を単位にした計画の整理・公表・活用

- ・ 各事務所が地域単位の総合計画図に計画を集約、地域の現状や課題と合わせて取組の全体像を整理
- ・ 各計画箇所を効果的・効率的に進める方策などについて、各事務所がそれぞれ独自に検討・整理
- ・ HP等により公表し、地域住民への一層の「見える化」を促進
- ・ 各事務所における政策検討の基礎資料として活用

### 【戦略的社会資本整備の推進体系】



## 8 平成28年度 建設事業執行方針

### (目的)

第1 この方針は、平成28年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

### (基本方針)

- 第2
- 1 「社会資本未来プラン」(平成28年3月改定)に掲げる「社会資本整備の重点化」方針に基づく7つの分野に対応する事業を積極的に推進することとし、集中的な取組を推進する。  
特に、平成26年8月の土砂災害により被災した地域の復旧・復興に係る事業は重点的に実施する。
  - 2 平成28年度当初予算及び平成27年度補正予算等により緊急かつ切れ目ない「緊急経済・雇用対策」に取り組むこととし、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。
  - 3 高度経済成長期に整備したインフラの補修など、「社会資本の適正な維持管理」に資する取組についても重点を置き、計画的かつ戦略的な維持管理に努めるものとする。
  - 4 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。
  - 5 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進するものとする。
  - 6 公共事業の計画段階から維持管理までを通じて、コストに対して最も価値の高いサービスの提供を目指した取組を推進する。

### (事業の執行)

- 第3
- 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、適正な執行に努めるものとする。
  - 2 上半期については、別途定める「平成28年度土木建築局公共事業等上半期執行計画」に基づき計画的な執行を図ることとし、各種事務手続きの簡素化、迅速化等に努めるものとする。
  - 3 執行計画を策定するに当たっては、適正な工期を確保するとともに、平準化にも配慮するものとする。

### (執行計画の策定)

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。
- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものとする。

計画の策定に当たっては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応じ

て、用地取得工程管理審議会を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議するものとする。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議するものとする。

#### （適正工期の設定）

第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

#### （工事の執行）

第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。

2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

#### （工事監督・検査体制の確保）

第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

#### （建設副産物対策）

第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。

2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。

3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

#### （建設資材）

第9 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。

2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。

3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。

4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入するものとする。

#### （用地取得事務）

第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月7日制定）の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。

- ① 用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。
- ② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努めるものとする。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努めるものとする。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。
- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

#### （工事等の進行管理）

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」（昭和53年4月1日制定）に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

#### （電子調達の推進）

- 第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
- 2 事業成果の電子納品については、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
- 3 事業執行の電子化を推進するため、情報共有システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

#### （測量等事前調査）

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

#### （建設工事に係る入札・契約制度）

- 第14 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
- 2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。
- 3 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。
- 4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。
- ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。

- ② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、あらかじめ理由書を提出させること。
- 5 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 6 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価方式による入札を推進する。
- 7 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」（平成15年6月1日施行）による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
- 8 建設工事のコスト縮減及び品質確保等を図るため、VE方式及び詳細設計付施工方式等の多様な入札契約方式を推進する。
- 9 大規模工事（請負対象設計金額5億円以上）においては、予定価格事後公表、低入札価格調査制度、入札ボンド制度及び特定建設工事共同企業体制度により、適正な見積り競争の促進を図る。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

- 第15
- 1 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。
  - 2 入札参加資格審査の特例措置により、県内測量・建設コンサルタント等業者の企業連携及び協業化の促進を図る。

（受注者の指導）

- 第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。
- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
  - ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化するものとする。
  - ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。
  - ④ 県外業者を下請負人することを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（適正な維持管理）

- 第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設毎の「修繕方針」に基づき、アセットマネジメントを活用した施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕費の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を実施する。

(社会保険等未加入対策)

- 第18 1 建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。
- 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。
- ただし、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

(暴力団等排除及び不正行為対策)

- 第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」（平成6年8月31日制定）及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」（平成15年4月1日制定）によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」（平成25年2月8日制定）によりの確に対応するものとする。

(環境配慮の推進)

- 第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」（平成15年4月1日施行）に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

- 第21 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」（平成5年4月1日施行）等の規定に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。





---

平成 28 年 7 月発行

## **土 木 建 築 行 政 の 概 要**

作 製 広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

TEL 082-228-2111 (代表)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

---